令和4年 第2回

教育委員会臨時会会議録

とき 令和4年3月24日

品川区教育委員会

令和4年第2回教育委員会臨時会

日 時 令和4年3月24日(火) 開会:午後1時

閉会:午後2時18分

場 所 教育委員室

出席委員 教 育 長 中島 豊

教育長職務代理者 菅谷 正美

委 員 冨尾 則子

委 員 海沼 マリ子

委 員 塚田 成四郎

出席理事者 教 育 次 長 米田 博

学 務 課 長 勝亦 隆一

教育総合支援センター長 矢部 洋一

品川図書館長 吉田 義信

学校施設担当課長 小林 道夫

統括指導主事 唐澤 好彦

統括指導主事 丸谷 大輔

事務局職員 庶務係長 菅野 祐輝

書 記 稲生 彩夏

書 記 根本 亮佑

傍聴人数 4名

そ の 他 品川区教育委員会会議規則第14条の規定に基づき、会議の一部を 非公開とした。

次第

第 22 号議案 教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用 について

第23号議案 学校教育職員(固有教員)の任免等について(採用・退職・異動・昇任)

第24号議案 学校教育職員(固有教員)の任免等について(休職)

第25号議案 臨時的任用職員の任免等について(固有教員)

第26号議案 幼稚園教育職員の任免等について(採用・退職・異動・昇任)

第27号議案 幼稚園教育職員の任免等について (休職)

第28号議案 臨時的任用職員の任免等について(幼稚園教育職員)

第29号議案 指導主事の配置について

陳情審査 子どもたちの健やかな成長を願って教育行政に関する陳情

協議事項 教育目標および基本方針について

報告事項1 令和3年度教育次長賞の受賞者について

報告事項2 教職員の任免等について(退職)

報告事項3 教職員の任免等について(休職)

報告事項4 教職員の任免等について(再任用)

報告事項 5 教職員の任免等について(異動)

報告事項6 子ども読書の日フェアについて

報告事項7 事務局職員の任免等について(休職更新)

【教育長】 ただいまから令和4年第2回教育委員会臨時会を開会いたします。 本日の署名委員には、海沼委員、塚田委員を御指名いたします。御両名よろしくお願い いたします。

【塚田委員】 はい。了解しました。

【教育長】 また、本日は傍聴の方がおられますので、お知らせいたします。

続いて、本日の会議の持ち方についてお諮りしたいと思います。

日程第1 第22号議案、教育委員会事務局職員の人事異動および会計年度任用職員の任用について、同じく日程第1 第23号議案、学校教育職員(固有教員)の任免等について(採用・退職・異動・昇任)、日程第1 第24号議案、学校教育職員(固有教員)の任免等について(休職)、日程第1 第25号議案、臨時的任用職員の任免等について(固有教員)、日程第1 第26号議案、幼稚園教育職員の任免等について(採用・退職・異動・昇任)、日程第1 第27号議案、幼稚園教育職員の任免等について(休職)、日程第1 第29号議案、臨時的任用職員の任免等について(幼稚園教育職員)、日程第1 第29号議案、指導主事の配置について、日程第4 報告事項2、教職員の任免等について(退職)、日程第4 報告事項3、教職員の任免等について(休職)、日程第4 報告事項4、教職員の任免等について(再任用)、日程第4 報告事項5、教職員の任免等について(異動)、日程第4 報告事項7、事務局職員の任免等について(休職更新)、以上の件は、人事に関する案件となりますので、品川区教育委員会会議規則14条の規定に基づきまして、非公開の会議といたしたいと思いますが、御異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 異議なしと認めまして、これらの件につきましては、全ての日程の終了後に審議することといたします。

それでは、本日の議題に入ります。

日程第2 陳情の審査、子どもたちの健やかな成長を願って教育行政に関する陳情。本件は初めての審査でありますので、書記より朗読をお願いいたします。書記。

【書記】 では、私のほうから、陳情書を読ませていただきます。

子どもたちの健やかな成長を願って教育行政に関する陳情。

子どもたちの健やかな成長のための平素のご尽力に敬意を表します。

一昨年来、新型コロナウイルスの下で、子どもたちや教職員学校関係者が大変な状況のもと、ご苦労されておられることと思います。卒業式、入学式など大切な行事が縮小され、子どもの安全が第一に考えられる状況に置かれています。学校が、一人ひとりが大切にされ安心して学べる場所であることを心から願っています。以下四点について述べさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

陳情項目。

第一に、品川区においても、子どもの権利条約の精神に立って、子どもの命と人権を大切にするためにも、こども基本条例を制定されるようお願いいたします。

子どもの権利条約が発効されて32年になります。昨年3月東京都において、こども基本条例が都議会全会派の提案で制定されました。子どもの貧困が広がり、学びの権利をはじめ様々な権利が十分に保障されない今日において、子どもたちの育ちも心配されています。制服問題、就学援助の前倒し支給や卒業アルバム代増額など要望の声がたくさんあります。子どもたちの意見表明権やジェンダー平等についても、あらゆる分野において見直し改善が求められております。品川区においてもこども基本条例が指定されるようお願いいたします。

第二に、気候危機を打開するために、持続可能な社会システムをめざし積極的に学校教育に取り入れてください。

私たちは、原発依存型の社会から自然エネルギーへの社会を願っています。今日、気候 危機をどう打開するかという課題があります。学校教育の場においても2030年までに 2010年度比 CO_2 最大60%削減にむけて積極的に取り組みを行ってください。

第三に、全学年早期に35人学級の実現に向けて取り組んでください。学校選択制の見直しをしてください。

いよいよ国も35人学級実施へ取り組みを始め、小学校1年生からスタートしました。 歓迎すべきことです。品川の場合、学校選択制によって教室の確保、教員配置等で計画的 に少人数学級への取り組みが困難な状況をもたらしています。3月になってもいまだに入 学先が決まらず待機している現状があります。選択制を実施して21年、子どもたちの学 ぶ権利を保障しているとは言えないと考えます。選択制の廃止を検討してください。学区 域制に戻すことを強く求めます。

第四に、日本国憲法を遵守し、主権者教育の推進をお願いします。

市民科が教科と位置付けられました。市民科の目的は、子どもたちに、日本国憲法のもとで、主権者としての自覚を身につけることだと考えます。卒業式等での「日の丸・君が代」の強制はしないでください。憲法19条「思想及び良心の自由」、20条「信教の自由」で国民の権利として保障していることは言うまでもありません。国旗・国歌法の制定時、政府は憲法上の「内心の自由」を尊重する立場を表明し、「日の丸・君が代」をそれぞれ国旗・国歌として国民がどのように受け止めるかは「最終的には個々人の内心に関わる事柄であります」と述べています。

日本国憲法を遵守し、主権者教育の推進をお願いします。以上になります。

【教育長】 朗読が終わりました。

次に、本件について事務局からの説明があればお願いいたします。教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 私からは、項目の一、二、四について御回答させていた だきます。

初めに、一でございますが、品川区教育委員会の教育目標には、人権教育の推進を第一に掲げ、学校の教育活動全体で推進しております。

また、子どもの権利条約については、社会科や本区独自教科市民科で学習しております。 人権尊重の視点に立った取組はこれまでも推進してきており、教育委員会としては、こど も基本条例を制定する考えはございません。 続きまして、二点目です。

持続可能な社会システムを目指しているところです。学校現場におきましても、持続可能な社会のつくり手を育成することが大切であると認識しております。区立学校では、従前より、社会科や理科、市民科を中心に環境教育を行っており、節電や節水、古紙や給食の牛乳パックのリサイクル等に日常的に取り組んでおります。引き続き、持続可能な開発のための教育について継続してまいります。

四点目です。

主権者教育につきましては、学習指導要領においても、現代的な諸課題に関する教科等 横断的な教育内容として示されております。本区におきましても、社会科や市民科等の学 習の中で教科等横断的に進めております。

国旗・国歌につきましては、学習指導要領において、入学式や卒業式などにおいては、 その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するよう指導するものとすると 示されており、これに基づいて、学校は児童・生徒を指導しているところでございます。 このことは、内心まで立ち入って強制しようとする趣旨のものではなく、あくまで教育指 導上の課題として進めていくことを意味しているものと考えております。

私からは以上です。

【教育長】 学務課長。

【学務課長】 続きまして、私から、本件について第三の部分について御説明させていただきたいと思います。

陳情項目に関します区の基本的な考え方でございますけれども、学校選択制によって教室の確保、教員配置等で少人数学級の取組は困難という記述がございますけど、学校選択制につきましては、各学校の学区域にお住まいの児童・生徒の方を受け入れるだけの入学の枠を事前に設定いたしまして、その入学枠に余剰が出た場合、その範囲内で選択希望者を受け入れる制度でございます。したがいまして、学校選択制によって教室の確保が困難になるということはございません。

また、3月になっても、いまだ入学先が決まらず、待機していらっしゃる方がいらっしゃるということでございますけれども、学校選択制におきましては、小学生は1月末日、中学生に関しましては、2月末日で抽選の待機が終了してございます。この終了の時点で御希望の学校に入れなかった方につきましては、お住まいの学区域の学校に入学予定となる生徒さんでございます。こちら、学校選択の御案内でしっかりお伝えしているところでございます。

3月になっても学校選択で待機して入学、3月の段階で特別な御事情ですとか、急な転居、教育的な配慮が必要な方、などに当たる方で、学校教育法施行令第8条の定めで指定校の変更を申請された方は、3月の段階で入学先がまだ決まっていないという方は若干いらっしゃいます。こちら、急なお引っ越しですとか、そういった特別な御事情について、お一人お一人の状況を踏まえて丁寧に個々の事情に対応しているためでございまして、学校選択制によるものではございません。

したがいまして、ここで求められています学校選択制の廃止につきましては、理由に当たらないと考えてございます。

また、学校選択制につきましては、今年度、小学校、中学校とも、入学される対象の方

の20%、つまり、5人にお1人の方が選択の希望を出しておりまして、一定のニーズが存在していると考えております。これまでも、区は、法ですとか、都の基準にのっとりまして学級編制を行っており、現状もこれらの規定に沿って行ってございます。今後も、法に定める35人学級の実現に向けて、段階的な人数の引下げの規定、施設整備に要する経過措置の規定に沿った、法に沿った対応を行って、工事による学習活動への影響など、最小限にとどめながら教室を整備していき、学級編制を行っていくべきと考えてございます。以上でございます。

【教育長】 事務局からの説明が終わりました。

委員の皆さんのほうで質疑があればお願いをしたいと思います。

じゃあ、ちょっと考えていただいている間に私のほうから。

陳情のほうでは、第三に、全学年早期に35人学級の実現に向けて取り組んでくださいという一文がありまして、説明の、その後の陳情の文章の中にはそこのところは入っていないようなんですけれども、事務局としては、この一文につきましてはどのような状況と考えておりますでしょうか。

学務課長。

【学務課長】 法で定められておりますのは、段階的、3年度、今年度に関しましては2年生から35人学級の導入、来年度から3年生からの35人学級の導入ということで、段階的な形が示されております。こちら、それぞれ35人学級を設定するに当たりまして、教室の整備ですとか、そういったものがかかってまいります。そういった中で、一斉に施設整備等々を行いますと、工事にかかる経費の負担、それから、学校現場にかかる工事の負担、子供への影響等がございますので、法律のほうも施設整備の経過を見てということで、段階的な設定をされていると考えておりますので、このとおりに実施するのが適当と考えてございます。

【教育長】 分かりました。

委員の皆様、いかがでしょうか。

特に今の事務局の説明で、質問、確認、その他御意見ございませんでしょうか。

もし、全体の意見がないということであれば、本陳情の取扱いについて、まず、委員の 皆様の御意見を伺いたいと考えます。

本陳情を継続にするのか、結論を今日出すのか、どちらかで御判断の御発言をお願いしたいと思います。

また、結論を出すのであれば、本陳情を採択する、不採択とその結論についても併せて 御発言ください。

各委員の皆さんに順番で御発言をしていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。 それでは、菅谷教育長職務代理者からお願いいたします。

【菅谷教育長職務代理者】 陳情の文書を1週間で読ませていただきました。

世の中には様々なお考えがあるなと。日本国憲法の中にありますよね。物を考える、様々な考え方をしてもよろしいというのが日本の憲法の精神であります。日本の国家の大きな基本ですね。まあ、だから、こういう考えがおかしいという、そういう批判的な発想は私は持ちません。

ただ、全部ひっくるめての陳情だと思います。ここはよくて、ここは悪い。そういう考

え方はいけません。陳情ですから、こういうふうにしてくださいと、教育委員会にお願い されているわけですが、私は、結論として、今日結論を出したいと思います。

内容としては、不採択。なぜそういうことを申し上げますと、一番最後ですね。非常に 気になることがあります。国旗・国歌です。国旗・国歌というのは、1999年、小渕内 閣のときに法律として制定されたんです。これ、日本の国会ですよ。内閣が出して、国会 で承認を受けた。国の一番の権力ですね、法律をつくる一番大事なところで決めた。それ が簡単にひっくり返ることは考えるわけにいきません。それが入っていること自体が、こ の陳情にいろいろな考え方が織り込んであって、それはいいでしょう。考え方、悪いんじ ゃなくて、法律というのは、私たちみんなが守んなきゃいけないことだと私は思います。

まして、教育委員会は、憲法、教育基本法、学校教育法、様々な法律をきちんと守っていく。当然だと思います。それは内心に関わるから駄目だ。その論理は、この法律が通ったときに、小渕内閣総理大臣の言葉できちんと説明されています。それをそのまま私たちは信じてやっているんではないでしょうか。

子どもの基本条約が制定されて、一つのことが駄目だと言っていながら、こっちはいいと。そういういいかげんな考え方というのは、私は取りません。いろんな考え方があってもいいと思います。でも、教育委員会の基本的なスタンスは、法を守る、そのことに尽きますね。

もう一つ申し上げますと、この法律ができてから20年以上、卒業式、今日も卒業式がありました。入学式、どの保護者からも、式に参列された方も、私は式を主宰してきましたけど、一切内心に関わっているという苦情はありませんでした。これが実態です。ですから、この陳情は不採択が適当だと思っております。

以上です。

【教育長】 ありがとうございました。

それでは、冨尾委員お願いいたします。

【冨尾委員】 私も本日決定するべきことと、菅谷先生もおっしゃっておられましたこともありますし、あと、区の教育委員会としても推進している内容とも重なっているのかなというふうに思いますので、不採択ということでお願いしたいと思います。

【教育長】 ありがとうございます。

海沼委員、お願いします。

【海沼委員】 私も今日決定を出すということで、今、菅谷先生も、冨尾先生もおっしゃってくださいましたけれども、もう品川区でも既にもう始めていることも、中に内容的にはありますし、同じく今日の卒業式を見ても、やはり皆さん、いい卒業式だなと思って帰ってまいりましたので、はい。結論としては不採択ということでお願いしたいと思います。

【教育長】 それでは、塚田委員、お願いいたします。

【塚田委員】 今日結論を出しまして、不採択という結論でよろしいかと思います。理由としては、この4項目、第四は、ちょっと菅谷職務代理が言ったように、これはちょっとどうなのかなというのがあります。一から三までは、既に取り組んでいる問題なんですね。あえて、こういう何かことをする必要もないなということでございます。

【教育長】 ありがとうございます。

私ですけれども、項目の第一、子どもの命と人権を大切にすると、これにつきましては、 先ほど事務局から説明がありましたように、もう既に取り組んでいる内容であると考えて おります。

また、第二、こちらの環境教育も、様々な形で持続可能な社会づくりということを大きな目標にして、来年度は教育課程にも位置づけながら進めている状況が既にあるところだと考えます。

第三につきましては、これも委員のほうから話がありましたように、私ども教育委員会 の施策の方向とは違う形での話になっているかなというふうに考えます。

第四のところは、これも菅谷教育長職務代理者のお話のとおりと考えております。

以上をもちまして、私の意見といたしましても、結論を今日出す。結果は不採択でとい うふうに判断いたします。

それでは、本陳情につきましては、本日結論を出すという意見でまとまりましたので、 そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、先ほど本陳情につきましては、本日結論を出すことに決定いた します。

先ほどもそれぞれに御意見を伺いましたので、本件について採決を行いたいと思います。 子どもたちの健やかな成長を願って教育行政に関する陳情をお諮りいたします。本件を 不採択とすることに異議ありませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 それでは、異議なしと認めまして、本件は不採択とすることに決定いたします。

次に、日程第3 協議事項、教育目標および基本方針について、事務局からの説明をお 願いいたします。

学務課長。

【学務課長】 庶務課長、所用のため、私、学務課長のほうから説明させていただきます。

教育委員会、品川教育委員会の教育目標および基本方針ということで、こちらにつきましては、昨年12月の教育委員会におきまして、一度委員の皆様に御協議、御議論いただいているものでございます。こちらのほう、御意見を踏まえまして、事務局のほうで案を作成させていただいたものでございます。

12月に御議論いただきました際に、教育目標、まず、前文のところでございますけれども、「次代を担う子どもたちが」というところを、今後、SDGsを4年度から全ての学校で取り組んでいくということで、「持続可能な未来」といったような言葉に変えてはどうかということで御提案申し上げまして、御議論をいただきました。そちら、御議論を踏まえまして、「次代を担う」という部分を「持続可能な社会を担う子どもたちが」というふうに変更して案を作成してございます。

また、項目の3項目、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のほうが終了いたしまして、こちらの文言を削除してはどうかということで提案いたしまして、そちらについても御議論いただきました。その中で、オリンピック・パラリンピックのレガシ

ーというものは残していってはいいのではないかという御意見をいただきました。そちらを踏まえまして、3項目、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会後のレガシーとして、引き続き子どもたちの体力や運動能力の向上を図るため」ということで、文言のほうを、案を作成させていただいております。

以下、おめくりいただきまして、基本方針の部分でございますけれども、1項目め、人権教育の推進の部分に、こちらのほう、(1)の項目でございますね。「人権尊重の理念を広く定着させ」のところ、始まるところから、今後、「子ども、女性、高齢者、障害のある人などの」というところにつきまして、「ジェンダーなどの」ということで、ジェンダーという言葉を追加させていただいてございます。

その他、言葉の整理ですとか、てにをはを直させていただいておりまして、本日の案と させていただいております。

簡単ではございますけども、説明は以上でございます。よろしく御審議のほう、よろしくお願いします。

【教育長】 説明が終わりました。

委員の皆様方には一応目を通していただいているところではあります。細かい文言の修正はありますけれども、大きなところといたしましては、今、説明があった教育目標のリード文のところ、そして、3番のところが大きくまた改訂をしているところかなと。加えて、基本方針の1つ目の人権教育の推進の(1)番、言葉が付け加えられているところ、この辺がまた大きなところかなというふうに感じております。

委員の皆さんからの質疑があればお願いしたいと思います。

【塚田委員】 ちょっとよろしいですか。

【教育長】 はい。どうぞ、塚田委員。

【塚田委員】 ちょっと言葉の意味がよく分かんないんですけど、この人権教育の推進の(1)のところなんですが、赤字でジェンダーって入っていますよね。それ、どういうふうに理解すればいいんですかね。人権尊重の理念を広く定着させ、同和問題をはじめ、子ども、女性、高齢者、障害のある人、ジェンダーなどの人権に関するあらゆる偏見や差別……。ここで言っているジェンダーというのは、何を言っている、何を指しているんですか。ジェンダーという言葉自体は分かっていますけど、何か意味が何かよく分かんないところなんですけど。

【教育長】 ほかの部分は、子ども、女性、高齢者、障害のある人というように全部ターゲットとして人を表している状況がある中で、ジェンダーなどのというのが並列に表記されているというところでございましょうかね。

【塚田委員】 そうですね。それもありますけど、ここで何を言っているのかよく分かんないですね。

【教育長】 これにつきまして、事務局のほうからの説明、補足があればお願いしたい と思いますが。

教育総合支援センター長。

【教育総合支援センター長】 東京都の中で人権教育プログラムというのがございまして、その中で様々な人権問題が項目立てになっております。その中で、例えば子どもとか、女性とか、高齢者というようなところもありまして、ここは多分障害者となっていると思

いますけれども、ジェンダーは、そういう一つ一つの項目の中の言葉で、性差、LGBT Qも含めて、性認識というようなところを指しているということでございます。片仮名とか、表現で分かりづらいところがあれば、皆さんに一般的に分かるような言葉に変えていくのは十分可能でございます。

以上です。

【教育長】 東京都の示している項目別のところに、こういった子ども、女性、高齢者というような表記と並列してジェンダーという表記があるという説明でよろしいですか。

【教育総合支援センター長】 はい。

【教育長】 塚田委員、いかがでしょう。

【塚田委員】 今言われた性差の問題なんですか。

【教育長】 教育次長。

【教育次長】 言葉としてちょっと分かりにくいのかもしれませんけれども、昨今の学校の中の取組、課題という中におきましては、やはり先ほどLGBTQというようなお話もありましたけれども、自分の性自認とかというようなもの、例えば、小学生とかで言いますと、男の子は黒いランドセルで、女の子は赤いランドセルとかというような、何となく世の中の決め事みたいなものというか、それが通例というか、定説みたいなものがあったかと思います。

それから、中学生段階、義務教育学校でもやっておりますけど、中学生段階になりますと、制服、標準服というものが入ってまいりまして、その中で、例えばスカートを女子生徒が着用しているということがあったんですけれども、自分自身の性であるとか、そういう、今まで当たり前というふうに論じられてきたものが、やはりその辺のところの違和感のある子どもたちに対して、一定程度配慮していくという教育環境づくりが必要になってきているというような部分も踏まえまして、言葉としましては、こういうような形であるんですが、そういうことにも配慮した人権、個々の思いというものを尊重するという意味からも、このような文言を入れたと、少しかみ砕いての話をさせていただきました。

【塚田委員】 うーん。いや、今おっしゃられたね、制服、そのスカートじゃなくて、 パンタロンがいい、パンタロンじゃ、まあ、ズボンがいいと。そういうのは分かるんです けど、それ、ここのジェンダーという言葉で全部包括して捉えられますかね。

【教育長】 はい。教育次長、どうぞ。

【教育次長】 いわゆる役割分担みたいなものとかも含めて、今まで社会の中でつくられてきたようなものも、それはそれでいいのかというようなことが議論されているわけでございますけれども、そういうものも含め、ちょっとこういうような言葉で入れさせていただいたんですが、本日協議をさせていただいておりますので、ちょっとこの辺のところ、もう一度文言について改めて検討してまいりたいというふうに考えてございます。

【塚田委員】 そうしてください。何かちょっとよく分かんない。

【教育長】 最近、教育のほうでは随分これが言われてきているところがあるんですが、 教育目標ということで、ホームページで見たり、様々な方がこれを閲覧するということを 考えれば、ここに、例えば米印で凡例をつけて性自認についても、今、次長の説明にあっ たような、こういうような状況を指すというような説明があってもいいのかもしれません ね。それが、教育目標の表記にどこまで合致するかということも含めて検討していただけ るといいかなと思うんですが、このことに関して、委員の方で何か御意見、ほかにある方いらっしゃいますか。富尾委員。

【冨尾委員】 そうしますと、その前のところで、子ども、女性というふうに書いてあるので、女性もジェンダーの中に入るというふうなことであれば、省いてもいいのかなとか。あるいは女性があるんだったら、やっぱり男性も必要なんじゃないかとか。はい。まあ、いろいろ入ってくることがあるのかなというふうに思いますので、また検討していただくのがいいのかなと思います。

【教育長】 例えば子どもでも障害のある子がいるということもあって、ここに書かれているジャンルに全て割り切れるかというと、そうではないケースがあるのかもしれませんね。

一応都のほうの表記はこういう表記で連なっているということで、そこを踏襲しているという状況はあるんですけども、そこも含めまして、また、事務局のほうで検討してみてください。要は、今、ジェンダーという性自認に関する課題は、ほかと並んで表記するぐらい、やはりダイバーシティーの中で多様性をどう認めていくかという大きな課題になっているんだということをここに位置づけたいんだという趣旨については、御賛同いただけるのかなという感じがいたします。あとは、その表記についてより分かりやすく、説明の分かりやすいものにしていただくということで事務局にお願いしたいと思います。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。塚田先生もよろしいでしょうか。

【塚田委員】 はい。

【教育長】 はい。ありがとうございます。

先ほどもちょっと話題に出ましたが、持続可能な社会を担っていくという、SDGsの 視点、それから、今、お話をしたような多様性の視点、こういったようなものを教育課程 に位置づけて、この教育目標、そして、基本方針から各学校の教育目標や基本方針を改め て来年度に向けてつくって実践につなげていこうと、そういう方向性を持っているところ でございます。

それでは、基本目標および基本方針につきましてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

次は、日程第4 報告事項1、令和3年度教育次長賞の受賞者についての説明をお願い いたします。学務課長。

【学務課長】 引き続き、私のほうから説明させていただきます。

令和3年度教育次長賞でございます。こちら、教育次長賞につきましては、毎年度、各 教育委員会の中で様々な努力し成果のあった職員を、教育次長のほうから賞として表彰す るものでございます。そういった中で、努力のほうを認め、士気向上につなげていくとい う制度目的の中で、3年度のほう、対象者を出してございます。

簡単に申し上げます。4名ございまして、戸越小学校教諭の小倉由美子教諭でございます。こちらのほうは、表彰内容としましては、体育科を通じました研究の推進委員長として、研究発表に大きな成果を収めてございます。

2番目、豊葉の杜学園の堀江正寛教諭でございます。こちら、特別支援学級連合スポー

ツ大会の中心となりまして、オンライン等も活用いたしまして、特別支援教育の推進に大きく貢献したということでございます。

3番目、指導課杉浦紀彦指導主事でございます。こちら、固有教員の指導主事として、 固有教員の自主研究グループ等々を立ち上げるなど、品川区独自の教育施策の推進役とし て尽力したということでございます。

4番目、品川図書館の比嘉柾主事でございます。こちら、電子図書館ですとか、音楽データベースの導入に尽力しまして、LINEを活用したサービスの導入など、ティーンズ世代、若い世代に向けたサービスへの読書活動推進に大きな貢献があったということで、この4名を教育次長賞の対象としてございます。

表彰式につきましては、明日25日、教育次長のほうから手交させていただくものでご ざいます。

簡単でございますけど、以上でございます。

【教育長】 説明は終わりました。質疑あればお願いいたします。特にございませんで しょうか。

(「はい」の声あり)

【教育長】 それでは、令和3年度教育次長賞の受賞者について、よろしいでしょうか。 (「異議なし」の声あり)

【教育長】 本件は了承をいたします。

次は、日程第4 報告事項7、子ども読書の日フェアについての説明をお願いいたしま す。品川図書館長。

【品川図書館長】 では、私から、子ども読書の日フェアについて御説明いたします。 資料は、教育委員会資料の16番を御覧ください。

品川区立図書館では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」に定められた子ども読書の日にちなんだ事業を展開しているところです。令和4年度も読書の奨励と利用促進を目的として、春と秋の年2回子ども読書フェアを実施いたします。

まず、品川区立全図書館とおおさきこども図書室で実施する春の子ども読書フェアの説明となります。期間は4月1日から30日まで。

行事内容でございますけれども、特集本を展示するブックフェアにおきましては、各図書館で春らしいテーマを決めて展示や貸出しのほうを行います。その下のスタンプしおりをつくろう以下、次のページのつぶやきふたばちゃんをさがせ!までにつきましては、各館それぞれ工夫を凝らした子ども向けの取組を実施するところでございます。どれも人気のイベントとなっているところです。

コロナ対策につきましては十分注意してまいります。

周知につきましては、広報紙、ホームページ、ポスター、チラシなどで行います。

次は、裏面の中ほど、秋の子ども読書フェアとなります。期間は10月の1日から31日まで。大分先のことでございますので、内容につきましては、また詳細が決まりましたら、改めて報告いたします。

私のほうから以上です。

【教育長】 説明は終わりました。質疑があればお願いしたいと思います。

私から一つ。これは、対象の人数とかでも、3密を避けるとか、コロナ感染予防に向け

て何か取り組む予定はあるんですか。品川図書館長。

【品川図書館長】 令和元年以前に比べまして、令和2年度以降につきましては、もともとの対象人数を絞りまして実施しているところです。例えばスタンプしおりをつくろうというイベントが、おおさきこども図書室でありますけども、こちらについては、もともと人数はもうちょっと多かったのですが、現在はこれは20名とか、密にならないことを、その場所によって規模とかもありますので、調整し、対策のほうは十分取って進めてまいります。

【教育長】 分かりました。もし、人数を絞って、希望が多いようであれば、また回数を増やすとか、工夫をしてみてください。

ほかの委員の方でいかがでしょうか。教育長職務代理者。

【菅谷教育長職務代理者】 板金、プラ板の工作会とか、こいのぼりつくろうとかね、何か物を作るようになっているところありますよね。そういうところって、特別にお金がかかるとか、そういうのはあるのか、ないのかと、それを教えてください。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 特にプラ板、これはちょっと用意するものについては、館のほうの運営費の中から支出する形になります。それから、一つ一つはそれほど金額的には大きいものではないので、1イベントに対して本当、館のほうで用意しまして、それを来ていただいた方に使っていただくというような形を取っているところでございます。

【菅谷教育長職務代理者】 分かりました。

【教育長】 いいですか。

これは、ゲストティーチャーか誰かがいらっしゃるんですか。品川図書館長。

【品川図書館長】 例えば紙ひこうきをつくるだとか、ある程度一般的なものでありましたら、各指定管理の館の職員のほうで実施いたします。春のイベントにつきましては、おおむね各館の職員で実施するところでございます。

【教育長】 はい。分かりました。

ほかに委員の方、どうぞ、海沼委員。

【海沼委員】 3番目のぬいぐるみおはなし会とおとまり会になっているんですけれども、で、時間が午後3時から3時45分になっていて、おとまり会って何かなと思ったんですけれど。

【教育長】 品川図書館長。

【品川図書館長】 このおとまり会というのは、大事にしているお子さんのぬいぐるみをお持ちいただいて、それを1日お預かりいたします。その間に、そのぬいぐるみが図書館員の代わりになってその図書を整理しているような姿だったりだとか、読み聞かせをやっているような姿とかを写真に撮って、あなたのぬいぐるみは楽しそうに夜を過ごしましたよということを、次の日にぬいぐるみをお返しする際に、預けていただいた方にお知らせするというイベントでございます。あっという間にその予約が埋まってしまう、ちょっと図書館としてはかわいらしいイベントでございます。

【海沼委員】 珍しい催しね。楽しみです。

【教育長】 よろしいですか。

【海沼委員】 はい。

【教育長】 泊まるのはぬいぐるみが泊まると、人ではないということです。

【海沼委員】 ぬいぐるみなんですね。分かりました。ありがとうございます。

【教育長】 分かりました。ユニークなイベントということでね。はい。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、子ども読書の日フェアについてはよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【教育長】 本件も了承いたします。

事務局からその他何かありますか。

【事務局】 ございません。

【教育長】 それでは、先ほど決定いたしましたとおり非公開の会議をこれから開きたいと思いますので、傍聴の方は御退室を願います。

— 了 —